

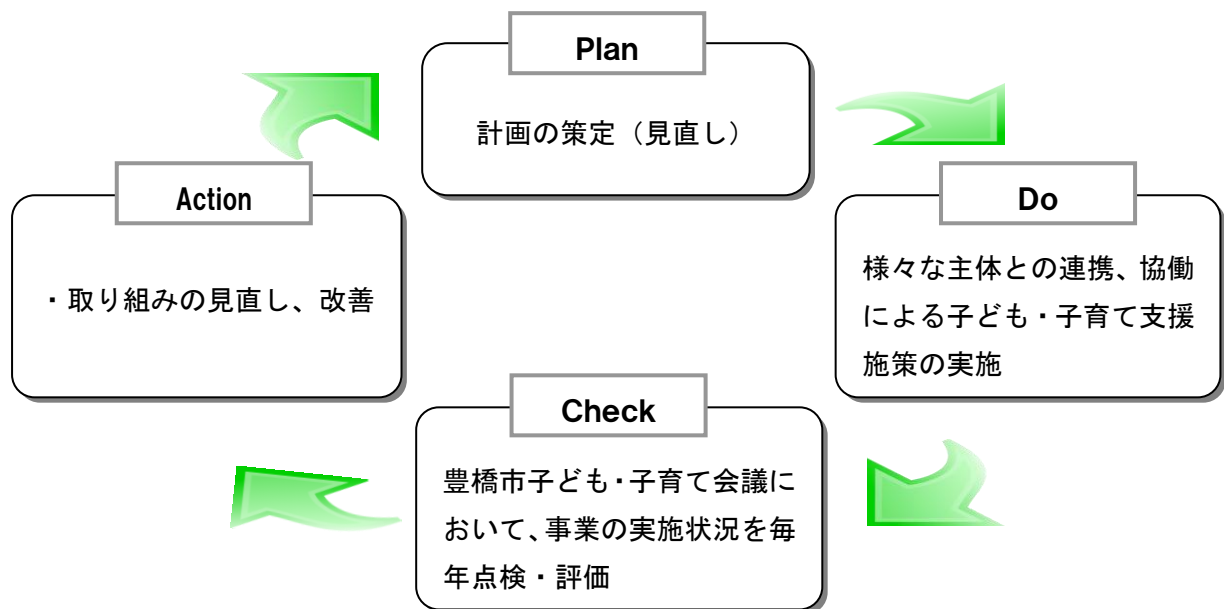
1 豊橋市子ども・子育て会議による点検・評価と実施状況の公表

本計画の策定にあたり、子どもの保護者や事業主・労働者の代表者、子ども・子育て支援に関する事業の関係者、学識経験者などから構成される「豊橋市子ども・子育て会議」を設置し、様々な意見をいただきました。

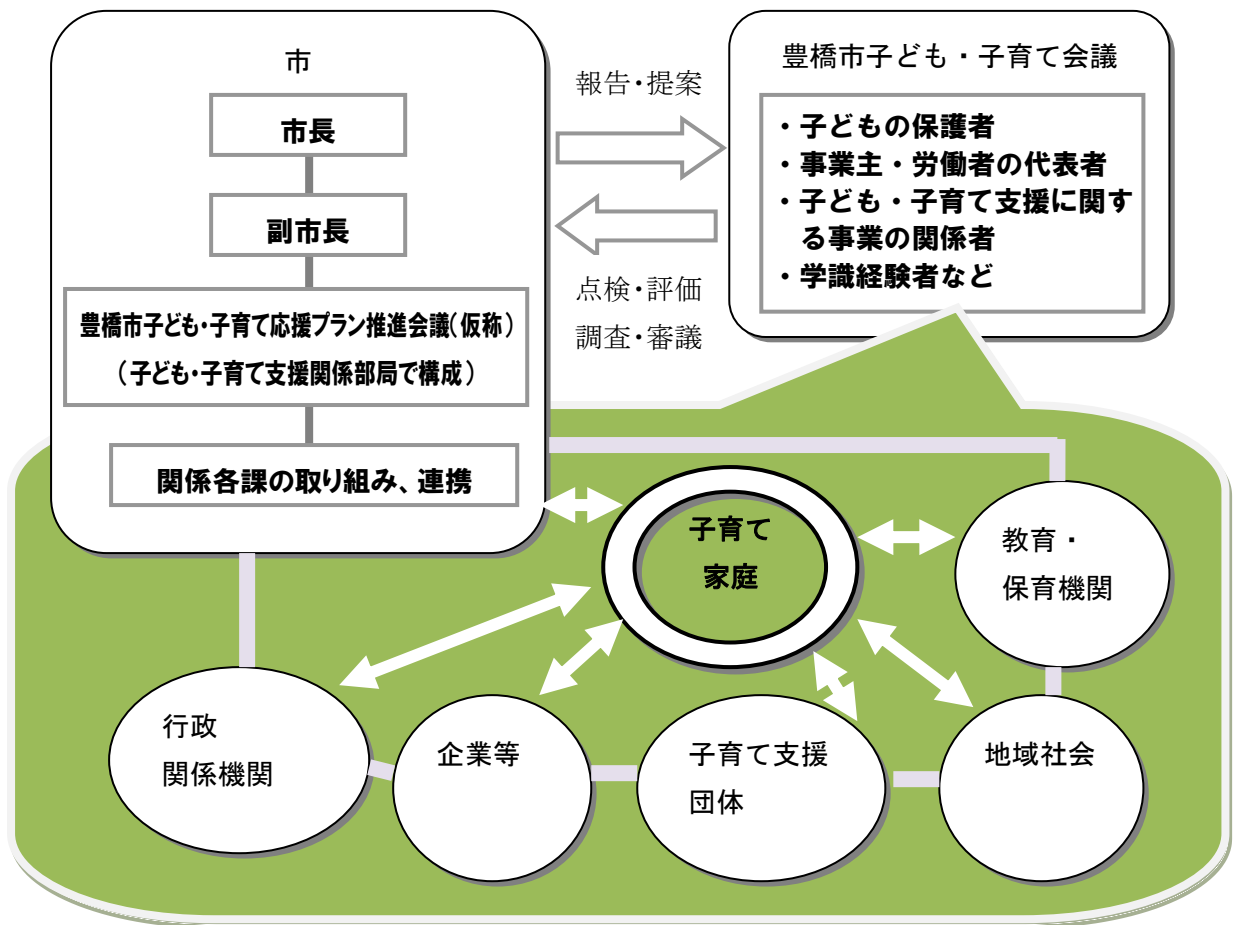
本計画の進捗状況についても、引き続き「豊橋市子ども・子育て会議」へ報告し、子ども・子育て支援に関わる様々な視点から年度ごとの点検・評価について審議を行います。結果や実施状況についてはホームページ等を通じて公開し、市民や関係機関への周知に努めます。

なお、点検・評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、必要に応じて市民ニーズの把握による利用者の視点に立った評価を行い、施策の改善につなげるよう努めます。

また、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について実態に大きな乖離が生じた場合は、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとしします。



2 計画の推進体制



1 用語解説

【あ行】

○育児・介護休業法

正式名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
労働者の仕事と育児や介護を両立できるように支援するための法律。民間事業主に対して、雇用した男女労働者から、育児や介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることを認めるよう義務付けている。

○1.57 ショック

平成元年、日本の合計特殊出生率は、1.57 となり、昭和 41 年の丙午^{ひのえうま}の年という特殊要因により過去最低であった 1.58 を下回った。これは「1.57 ショック」と言われ、少子化が進んでいるとの認識を一般化させた。

○SNS(Social Networking Service：ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

人同士のつながりを電子化し、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス。

○親支援プログラム

子育てに不安や悩みを持つ親が、安心して子育てができるよう支援するプログラム。

○オレンジリボン

児童虐待防止運動のシンボル。オレンジリボンには、子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

【か行】

○核家族

夫婦と未婚の子どもとの家族で、夫婦・父子・母子のみの家庭も含む。

○確認を受けない幼稚園

新制度において、施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園。

○学校評価システム

学校が組織としての機能をどれだけ果たしているのかということを経合的かつ客観的に診断し、それを基に充実・改善を図っていくもの。

○家庭的保育

家庭的な雰囲気の下で、少人数（5人まで）を対象にきめ細かな保育を実施する事業。

○居宅訪問型保育

障害・疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1で保育を実施する事業。

○合計特殊出生率

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子どもの数に相当する。

○国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省の施設等機関。人口と社会保障の関連を踏まえて国民の福祉向上に資する社会保障の調査研究、少子高齢化の人口問題に関する調査研究を推進することを目的とし、社会保障費用統計や将来人口・世帯の推計、実地調査などを行っている。

○子育て短期支援事業

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合に、児童養護施設等において養育及び保護を行う事業。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、平成24年8月に成立した法律。

○コーホート変化率法

コーホート（同年または同期間に出生した集団）ごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4歳の子ども人口は、15～49歳女子人口との比率により推計する方法。

【さ行】

○支給認定区分

新制度の対象となる教育・保育施設や事業の利用を希望する場合には、支給認定を受ける必要があり、子どもの年齢や保育の必要性に応じ、1号認定から3号認定まで3つの区分がある。

○事業所内保育

会社の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもに対し一緒に保育を実施する事業。

○次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定される計画のこと。市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の4類型がある。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした法律。平成17年4月から施行され、10年間の時限立法であったが、平成27年4月からも10年間延長された。

○児童虐待

子どもの心や身体を傷つけ、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えること。身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類される。

○児童の権利に関する条約

1989年（平成元年）国際連合で採択され、児童の意見の尊重、健康の享受、児童の権利等を包括的に明文化した、児童の福祉の向上を図るための条約。

○市民協働

市民及び市が互いの特性を認識し、協力し合い、それぞれが望むまちづくりを目指して、多種多様な取り組みを行うこと。

○就業率

15歳以上の人口に占める就業者の割合。

○出生仮定

将来の人口を推計するために将来の出生推移について仮定したもので、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」では、中位、高位、低位の3つの仮定を設けている。

○主任児童委員

民生委員児童委員のうち、子どもと子育て家庭への支援を専門的に担当する人。

○小規模保育

比較的小規模（6～19人）で家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を実施する事業。

○小児慢性特定疾患（平成27年1月1日より「小児慢性特定疾病」）

小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の補助制度があるが、その対象となる疾患。

○食育

生きるうえでの基本であって、知育・徳育および体育の基礎となるべきものであり、さまざまな体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

○所在不明児童

住民票がありながら乳幼児健康診査が未受診、就学届が未提出のため在籍校がない未就学児や、1年以上居場所が分からず、就学が確認できない小中学生など、関係機関で居場所を把握できていない児童。

○人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。

○人口ピラミッド

国などの地域のある時点における年齢階層別人口を上下に、男女を左右に分けて並べた図。

○心理カウンセラー

相談者に対し、精神心理的な相談援助をする人。相談者が、実生活の問題や悩みに主体的に相対していけるように導くことを目的とする。

○生活サポート主任

児童生徒の自立支援、不登校対策指導、校内マネジメント、校外の関係諸機関と調整にあたる等の役割を持つ担当者。

【た行】

○第2次ベビーブーム

ベビーブームとは赤ちゃんの出生が一時的に急増すること。第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）に生まれた女性が出産したことにより、昭和46～49年には1年間に200万人を超える出生数であった。これを第2次ベビーブームと呼ぶ。なお、第1次ベビーブーム世代を「団塊の世代」、第2次ベビーブーム世代は「団塊ジュニア」と呼ばれている。

○待機児童

保育所等の利用を希望しながら、定員に空きがないなどの理由により利用できない児童。

○男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに責任を担うこと。

○出前講座

自治会や子ども会などが開催する会合や学校の授業などに市職員が出向いて、市役所の仕事やまちづくりのことなどの話をする講座。

○統合保育

保育所において、障害等があり個別の支援が必要な児童を、他の児童との集団による保育を行うこと。

○特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

【な行】

○日中一時支援事業

障害児・障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、一時的に預かるサービス。

○認定こども園

幼稚園と保育所の良いところを活かし、子どもたちの教育と保育を一体的に行う施設。

【は行】

○ハイリスク家庭

望まない妊娠や孤立した子育て、経済的問題、保護者の生育歴、病気、性格などの問題が複雑に絡み合うことで子育てに困難さを抱える家庭。

○発達障害

自閉症、高機能自閉症（アスペルガー症候群）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、これらに類する脳機能障害の総称。（ただし、発達障害者支援法の定義による）

○バリアフリー

体の不自由な人でも支障なく生活できる環境をつくるため、バリア（障壁）を除去すること。段差などの物理的なバリアだけでなく、社会的、制度的、心理的なバリアを含めたすべてのバリアの除去という意味でも用いられる。

○風疹抗体価

風疹の発症予防に十分な免疫能力があるかを示す値。

○保育の必要性

実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する。保育の必要性の認定にあたっては、国が設定する①「事由」（保護者の就労、疾病等）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）の基準に基づいて行う。

【ま行】

○マザーズハローワーク

子育てしながら就職を希望する人を中心に就職支援を行うハローワーク。なお、愛知県ではあいちマザーズハローワーク1か所のほか、豊橋を含む県内3か所のハローワーク内にマザーズコーナーを開設している。

○未婚率

人口に占める未婚数の割合。

○民生委員児童委員

地域から選任され、厚生労働大臣の委嘱（任期は3年）を受けて、地域の人々の福祉向上のために活動するボランティア。民生委員は、民生委員法によってその設置が定められ、児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼ねることとされている。

【や行】

○ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境等をデザインする考え方。

○要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

【わ行】

○ワーク・ライフ・バランス

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できること。

2 児童の権利に関する条約（概要）

この条約は、前文、本文五十四箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 児童の定義

児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。（第一条）

2 締約国の義務

(1) 一般的義務

(2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する（第六条）。

(3) 登録、氏名、国籍等についての権利

(イ) 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する（第七条）。

(ロ) 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える（第八条）。

(4) 家族から分離されない権利

(イ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する（第九条）。

(ロ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う（第十条）。

(ハ) 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる（第十一条）。

(5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。（第十二条）

(6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する（第十三条）。

(7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する（第十四条）。

(8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める（第十五条）。

(9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第十六条）。

(10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する（第十七条）。

(11) 家庭環境における児童の保護

(イ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第十八条）。

(ロ) 締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる（第十九条）。

(ハ) 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第二十条）。

(ニ) 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第二十一条）。

(12) 難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる（第二十二条）。

(13) 医療及び福祉の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第二十三条）。

(二) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第二十四条）。

(ロ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第二十五条）。

(ハ) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第二十六条）。

(ニ) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第二十七条）。

(14) 教育及び文化の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。(第二十八条)

(二) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する(第二十九条)。

(ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない(第三十条)。

(ニ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める(第三十一条)。

(15) 搾取等からの児童の保護

(イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める(第三十二条)。

(ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる(第三十三条)。

(ハ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する(第三十四条)。

(二) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる(第三十五条)。

(ホ) 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する(第三十六条)。

(16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

(イ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する。(第三十七条)

(ロ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる（第三十八条）。

(ハ) 締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる（第三十九条）。

(ニ) 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める（第四十条）。

3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第四十一条）。

4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第四十二条）。

5 委員会の設置等

(1) この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する（第四十三条）。

(2) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する（第四十四条）。

(3) 委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。（第四十五条）

6 最終条項

署名、批准、加入、効力発生、留保等について規定している（第四十六条から第五十四条まで）。

[平成6年5月20日付文初高第149号「児童の権利に関する条約」について（通知）別添より]

3 豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」という。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基礎資料として、市民の子育て支援に関する生活実態や要望、意見等を幅広く把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の概要（調査対象・調査方法）

- ①調査地域 豊橋市内
- ②調査対象 0～11 歳の子どものいる世帯
- ③標本数 12,000 人
- ④抽出方法 無作為抽出（子どもの年齢 1 歳ごとに概ね 1,000 人）
- ⑤調査方法 郵送配布、郵送回収
- ⑥調査期間 平成 25 年 10 月 17 日から平成 25 年 11 月 7 日まで

(3) 設問の内容

- ①ご家庭の環境について
 - ・お子さんと家族の状況
 - ・子どもの育ちをめぐる環境
 - ・保護者の就労状況
- ②乳幼児期の教育や保育について
 - ・平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
 - ・土曜・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望
 - ・病気の際の対応
 - ・不定期の教育・保育事業等の利用
 - ・小学校就学後の放課後の過ごし方
- ③学校以外の子どもの居場所について
- ④育児休業制度について
- ⑤出産や子育てについて
 - ・出産や子育ての考え方
 - ・子育てに関する悩みや不安感
 - ・地域とのかかわり
- ⑥豊橋市の子育て環境・子育て支援サービスについて

4 豊橋市子ども・子育て応援プランの検討経過

○平成 25 年度

年月日	事項	
平成 25 年 7 月 4 日	第 1 回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度について ・次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画について ・豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 25 年 7 月 11 日	第 1 回ワーキング	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 25 年 8 月 29 日	第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度について ・次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画について ・豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 25 年 9 月 26 日	第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について ・豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 25 年 10 月 1 日	第 1 回策定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度、子ども・子育て支援事業計画について ・豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
平成 25 年 10 月 17 日 ～11 月 7 日	豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施	
平成 26 年 3 月 11 日	第 3 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について ・次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価について ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

○平成 26 年度

開催日	事項	
平成 26 年 4 月 25 日	第 1 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ・豊橋市子ども・子育て支援事業計画骨子について
平成 26 年 7 月 3 日	第 2 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価、豊橋市子ども・子育て支援事業計画の方向性及び評価指標案について ・教育・保育の提供体制の確保の内容とその実施時期について ・地域子ども・子育て支援事業の確保の方向性について

開催日	事項	
平成 26 年 7 月 9 日	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	・子ども・子育て支援新制度関係条例の概要案について
平成 26 年 7 月 15 日	第 1 回幹事会	・次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について ・豊橋市子ども・子育て支援事業計画構成案、評価指標案について ・教育・保育事業、放課後児童クラブについて
平成 26 年 7 月 23 日	策定会議	・豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画の考え方、評価指標案について ・教育・保育事業、放課後児童クラブについて
平成 26 年 8 月 4 日 ～ 8 月 22 日	豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画に係る事業ヒアリングの実施	
平成 26 年 8 月 12 日	政策会議	・豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画の考え方、評価指標案について
平成 26 年 8 月 29 日	市議会福祉教育委員会	・豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画の考え方について
平成 26 年 10 月 24 日	女性職員との意見交換会	・仕事と子育ての両立、子育て支援に関する情報提供や相談について
平成 26 年 10 月 29 日	第 3 回子ども・子育て会議	・豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画「豊橋市子ども・子育て応援プラン」掲載事業案、評価指標案について ・教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の確保方策について ・豊橋市子ども・子育て会議の条例設置化について
平成 26 年 11 月 11 日	第 2 回幹事会	・豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画「豊橋市子ども・子育て応援プラン」案について
平成 26 年 11 月 13 日	第 2 回策定会議	・豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画「豊橋市子ども・子育て応援プラン」案について
平成 26 年 11 月 27 日	豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画「豊橋市子ども・子育て応援プラン」素案について愛知県に協議（平成 27 年 1 月 22 日協議終了）	
平成 26 年 12 月 9 日	政策会議	・豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画「豊橋市子ども・子育て応援プラン」案について
平成 26 年 12 月 19 日	市議会福祉教育委員会	・豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画「豊橋市子ども・子育て応援プラン」案について
平成 27 年 1 月 15 日 ～ 2 月 15 日	計画素案の公表及び意見の募集（パブリックコメント）	
平成 27 年 2 月 6 日	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	・幼保連携型認定こども園の認可について
平成 27 年 2 月 23 日	第 4 回子ども・子育て会議	・豊橋市子ども・子育て支援事業計画及び豊橋市次世代育成支援行動計画「豊橋市子ども・子育て応援プラン」案について

5 豊橋市子ども・子育て会議の設置に関する要綱・条例

豊橋市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関し、子どもが主体となって学び育つことができる子育て支援対策を協議するため、豊橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 豊橋市次世代育成支援行動計画の推進に関すること。
- (5) その他子ども・子育て支援対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 子ども・子育て会議は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 児童福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 経済・労働関係者
- (6) 関係団体の代表者
- (7) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(組織)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

- 4 会長は、子ども・子育て会議を代表し会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 会議の事務局は、会議の審議内容に応じ、福祉部子育て支援課若しくは保育課又は教育部生涯学習課が務めるものとする。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
(豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の廃止)
- 2 豊橋市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱（平成22年5月11日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

子ども・子育て会議構成員

豊橋市小中学校PTA連絡協議会の代表
豊橋保育協会母の会連合会の代表
豊橋市幼稚園協会PTA連合会の代表
豊橋障害者（児）団体連合協議会の代表
豊橋市議会議員の代表
豊橋市社会福祉協議会事務局長
豊橋市民生委員児童委員協議会主任児童委員代表
豊橋保育協会会長
豊橋民間保育連盟代表世話人
豊橋私立保育園連盟会長
豊橋市幼稚園協会会長
愛知大学教授
豊橋創造大学短期大学部教授
愛知学童保育連絡協議会の代表
愛知県東三河福祉相談センター児童育成課長
豊橋市母子福祉会会長
豊橋市立小中学校長会の庶務
豊橋女性団体連絡会の代表
豊橋市青少年施設利用者委員会の代表
豊橋子育てネットゆずり葉の代表
NPOまんま代表理事
ファミリーサポートセンターアドバイザー
豊橋商工会議所の代表
連合愛知豊橋地域協議会の代表

(子ども・子育て会議の設置)

第 6 条 法第 7 条第 1 項の規定に基づき、豊橋市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、法第 7 条第 1 項各号に規定する事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

3 会議は、委員 24 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。

以下同じ。)に関する事業に従事している者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(6) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各号に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

6 豊橋市子ども・子育て支援事業計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の理念に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される地域環境の実現を目指し、豊橋市子ども・子育て支援対事業計画を策定するため、豊橋市子ども・子育て支援事業計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は次の事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の立案
- (3) その他目的達成に必要な事項の検討

(策定会議)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 策定会議は、会長が招集する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 策定会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 策定会議は、子ども・子育て支援事業計画の推進に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて豊橋市子ども・子育て会議に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第4条 策定会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会の所掌事務は次のとおりとする。
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する必要事項の調査検討
 - (2) 子ども・子育て支援事業計画素案の作成
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 幹事長は策定会議に必要な資料を提出するものとする。

(ワーキンググループ)

第5条 策定会議にワーキンググループを置き、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

2 ワーキンググループの所掌事務は次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に必要な基礎的な調査研究

(2) その他ワーキンググループの事務として必要と認められる事項

3 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会務を総理する。

4 ワーキンググループは、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 リーダーは幹事会に必要な資料を提出するものとする。

(事務局)

第6条 策定会議の事務局は、福祉部子育て支援課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年 6月21日から施行する。

別表第1

策定会議

役職	職名
会長	福祉部長兼福祉事務所長
副会長	健康部長兼保健所長
〃	教育部長
委員	危機管理監
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	文化市民部長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長

別表第2
幹事会

役職	職名
幹事長	子育て支援課長
副幹事長	保育課長
〃	こども保健課長
〃	生涯学習課長
幹事	防災危機管理課長
〃	財政課長
〃	政策企画課長
〃	安全生活課長
〃	市民協働推進課長
〃	多文化共生・国際課長
〃	福祉政策課長
〃	こども未来館副館長
〃	障害福祉課長
〃	健康政策課長
〃	健康増進課長
〃	こども発達センター事務長
〃	商工業振興課長
〃	まちなか活性課長
〃	道路維持課長
〃	道路建設課長
〃	建築指導課長
〃	住宅課長
〃	公園緑地課長
〃	教育委員会教育政策課長
〃	〃 学校教育課長
〃	〃 スポーツ課長
〃	〃 図書館長
〃	〃 美術博物館長

別表第3

ワーキンググループ

役職	職名
リーダー	子育て支援課主幹
スタッフ	防災危機管理課職員
〃	政策企画課職員
〃	安全生活課職員
〃	市民協働推進課職員
〃	多文化共生・国際課職員
〃	福祉政策課職員
〃	こども未来館職員
〃	子育て支援課職員
〃	保育課職員
〃	障害福祉課職員
〃	健康政策課職員
〃	健康増進課職員
〃	こども保健課職員
〃	こども発達センター職員
〃	商工業振興課職員
〃	まちなか活性課職員
〃	道路維持課職員
〃	道路建設課職員
〃	建築指導課職員
〃	住宅課職員
〃	公園緑地課職員
〃	教育委員会教育政策課職員
〃	〃 学校教育課職員
〃	〃 生涯学習課職員
〃	〃 スポーツ課職員
〃	〃 図書館職員
〃	〃 美術博物館職員

「豊橋市子ども・子育て応援プラン」

豊橋市子ども・子育て支援事業計画

豊橋市次世代育成支援行動計画

平成 27 年 3 月

発行：豊橋市 福祉部 子育て支援課
〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町 1 番地

電話：0532-51-2325

FAX：0532-56-5133